

函 福 管

令和 7 年(2025 年) 3 月 1 1 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長
市立函館保健所長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 食中毒の発生について

(市立函館保健所生活衛生課)

食中毒の発生について

1 発生の探知

令和7年3月3日（月）午後、イマジンホテル&リゾート函館の支配人から、2月27日（木）に同ホテルで宴会を開催したグループにおいて、6名の体調不良者が発生しているとの報告を受け探知した。

2 発生の概要

令和7年2月27日（木）にイマジンホテル&リゾート函館で宴会を開催したグループ80名のうち20名が、2月28日（金）から3月2日（日）にかけて嘔吐、下痢、発熱などの症状を呈した。

3 患者の症状

- (1) 患者数：20名（うち函館市民19名）
- (2) 症 状：嘔吐、下痢、発熱など（現在は概ね回復している）

4 原因施設

- (1) 名 称：イマジンホテル&リゾート函館（函館市湯川町3丁目1番17号）
- (2) 営業者：イマジン株式会社
- (3) 業 種：飲食店営業

5 原因食品

- (1) 原因食品：当該施設で令和7年2月27日に調理・提供した食品
- (2) 特定の理由
患者20名の共通食は当該施設で提供した食事のみであり、患者17名および当日の調理従事者等4名からノロウイルスが検出されたこと、患者の症状および潜伏期間がノロウイルスによる食中毒と矛盾しないことから特定した。

6 病因物質

- (1) 病因物質：ノロウイルス
- (2) 特定の理由
有症者17名の便から食中毒の原因となる「ノロウイルス」を検出したため、同ウイルスによるものと断定した。

7 保健所の対応

- (1) 喫食者への疫学調査および喫食調査
- (2) 当該施設の調査
- (3) 有症者および調理従事者等の検便検査ならびにふき取りおよび検食検査

8 総合判断

市立函館保健所では、当該施設や利用者への調査および細菌検査等を実施していたが、その結果を総合的に判断し、当該施設で調理・提供した食品が原因となる食中毒であると判断した。

9 原因施設に対する措置

令和7年3月11日（火）から令和7年3月14日（金）まで4日間の営業停止